

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人川根本町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人川根本町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員、各種委員会委員等の構成員に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款17条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 各種委員会委員等とは、定款第7条及び定款第32条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本会は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員に、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 各種委員会委員等に職務執行の対価として報酬等を支給する。

(報酬額の決定)

第4条 本会の会長の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 会長 月額 50,000円
- 2 役員、評議員、各種委員会委員等が、理事会、評議員会、各種委員会等に出席したときの報酬は、次のとおりとする。

ただし、報酬の額は、勤務の状況により減額して支給することができる。

- (1) 理事（会長を除く） 1日 6,500円
- (2) 監事 1日 6,500円
- (3) 評議員 1日 3,500円
- (4) 各種委員会委員等 1日 2,200円（評議員選定委員等）

(費用弁償の支給)

第5条 役員及び評議員、各種委員会委員等がその職務を遂行するために出張したときは、その出張について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の金額は、社会福祉法人川根本町社会福祉協議会職員旅費規程及び川根本町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に規定する費用弁償の額に準じて支給するものとする。

(報酬等の支給日)

第6条 会長の報酬は、毎月21日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、その日前において、その日に最も近い土日、祝日でない日に支払うものとする。

2 会長の報酬以外の役員及び評議員、各種委員会等委員の報酬等は、必要な都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年 9月20日から施行する。

この規程は、平成29年 6月30日から施行する。